

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町
- 2 構造改革特別区域の名称
倉吉・湯梨浜・北栄ワイン特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

区域内の市町は、鳥取県の中央部に位置し、北は日本海、南は岡山県に接している。区域の総面積は 406.94 km²であり、鳥取県全体の約 11.6%に当たる。

主要な幹線道路網は、東部の鳥取自動車道及び西部の米子自動車道それぞれに接続する「山陰自動車道」、山陰自動車道から本区域を南北に縦貫する自動車専用道路「北条湯原道路」が整備されている。主要都市までの時間距離は、高速バスで岡山へは約 2 時間 30 分、広島へは約 3 時間 30 分、J R 特急「スーパーはくと」で大阪へは約 3 時間でアクセスが可能である。

(2) 気候

日本海側気候区に属し、平成 30 年の平均気温は、8 月が 27.0℃、1 月が 3.4℃、年間では 14.9℃で、四季の変化を感じやすい気候である。年間降水量は 2,176.5mm、年間日照時間 1,819.0 時間となっている。

(3) 人口

本区域の人口は、平成 27 年の国勢調査では、80,414 人であり、平成 22 年の 83,191 人から 2,777 人減少している。

年齢別に見ると、平成 27 年の 15 歳未満人口は 10,464 人、15～64 歳は 44,746 人、65 歳以上は 25,043 人であり、5 年前の平成 22 年と比べ、15 歳未満が 544 人の減少、15～64 歳が 4,226 人の減少、65 歳以上が 2,016 人の増加となっており、少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業

平成 27 年国勢調査による区域内の就業人口は、40,512 人である。産業別就業者数は、第 1 次産業 5,446 人、第 2 次産業 8,760 人、第 3 次産業 25,757 人である。

本区域では、古くから農業が盛んに行われており、現在も農業は地域経済を支える重要な基幹産業である。特に二十世紀梨については、全国有数の産地として知られている。

北栄町の北条砂丘では、天神川からの灌漑により、主にブドウ、らっきょう、長芋・ねばりっこ、白ねぎ、葉たばこ、芝の生産が盛んである。黒ぼく土の丘陵地帯では、主に西瓜、秋冬・施設野菜、芝、花きの生産が行われている。また、水田地帯では主に水稲、麦、大豆の生産が行われており、それぞれの特性を生かした多様な農畜産物が生産されている。

平成30年度のブドウの出荷量は、湯梨浜町は50.6tで、主にピオーネが栽培されている。北栄町は192.0tで、主にデラウェア、ピオーネが栽培されている。また、倉吉市においても、ブドウを生産している。

梨の出荷量は倉吉市が1,220.8t、湯梨浜町が2,380.0t、北栄町が85.2tで、主に二十世紀梨が栽培されている。一方、区域内における農業就業人口は、平成17年に8,254人であったが、平成27年には5,043人と減少しており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は61.0%から67.2%へ増加している。また、耕作放棄地についても、平成17年に692haであったものが平成27年には848haとなっており、増加している。このように、農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加などの問題を抱えている。今後、農業振興を図る上で、地域ブランドの商品開発や販路拡大など、6次産業の確立に向けた取り組みを積極的に進め、地域の活力を産み出していくことが必要である。

観光業については、由緒ある歴史や伝統を多数有しており、自然環境、景勝、温泉、祭りなどの観光資源や拠点が豊富に存在する。

重要伝統的建造物群保存地区に指定されている倉吉市の打吹地区は、白壁土蔵群、赤瓦等の江戸期から昭和の町屋・商家の町並みやたたずまいが色濃く残っている。また、周辺の打吹山、打吹公園、飛龍閣、豊田家住宅、倉吉餅、はこた人形など、伝統・歴史に裏打ちされた「レトロ」な地域資源をもつ。

平成26年に国内有数の世界的なフィギュア製造会社の日本初工場が倉吉市に誕生し、それをきっかけに、フィギュアをはじめとする「クールジャパン」を代表するコンテンツと、白壁土蔵群や赤瓦に代表される「レトロ」な町並みを融合・調和させ、「レトロ&クールツーリズム」を確立することで、観光地として選ばれるまちを目指した取組を行っている。白壁土蔵群周辺の観光入込客数は、近年では増加傾向にあり、平成30年には約60万人の観光客が訪れている。

多くの人と消費を呼び込み、まち全体の活性化を図るには、様々な地域資源を磨き上げ、その付加価値を高め、来訪者の観光消費額の増大や地域内での所得の循環に結び付けるほか、魅力を内外にアピールしていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本区域ではワイン及びリキュールの原料となるブドウ及び梨の栽培が盛んであるが、ワイン・リキュール製造業に新規参入を希望する者が酒税法上の酒類製造免許に係る最低製造数量基準を満たすことができず、県内のワイン醸造所は4社のみにとどまってお

り（平成31年4月現在）、好条件を地域産業に活かしきれていない。

酒類の製造免許を取得できない事業者は、地元産ブドウを原料とするワインの醸造を県外のワインメーカーに委託している。しかしこの場合、収穫から醸造まで輸送等に時間を要するため、原料となるブドウを最も適したタイミングで収穫し仕込むことができず、上質なワインを製造する上で障害となっている。

そこで、本特例措置を活用し、比較的小規模な事業者も、原料の収穫から醸造までを地域内で一貫して行うことができるようになることで、地元で製造・販売されるワイン及びリキュールの付加価値を高め、区域内におけるワイン・リキュール産業を活性化させることにより、産業振興を図る。

また、鳥取県の特産物として梨も有名であり、本区域内においても二十世紀梨をはじめとして、様々な品種が栽培されている。本特例措置を活用することで、梨の生食用以外の用途幅を広げ、より一層、特産物としてのブランド力の強化を図る。

また、観光客が土産品として購入するワイン・リキュールにおいては、地元産のブドウや梨を100%使用し、地元のワイナリーで醸造されていることが重要である。原料の生産から製造までを地元で行うことが商品の付加価値となり、特産品としてのブランド化が望める。

総合的に、本特例措置を活用したワイン・リキュール産業拡大の促進、地元産商品のブランド化は、産業振興・観光振興に有意義であると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

地元ワイン・リキュール産業を活性化させ、ワイン・リキュールを地元の特産品としてブランド化することを目指す。

区域内の歴史・文化施設等、「地域らしさ」を持つ場所にワイナリーを構え、新たな観光資源とする。また、ワイナリーと農園を融合させ、インバウンドを視野に入れたワインツーリズムとして周遊性のある観光振興に活用する。近年では、国産ブドウのみを用いた日本ワインが国際的コンテストで受賞するなど、海外からの日本ワインへの評価が高まっていることが伺える。同時に、国税庁が日本産酒類の輸出促進に向けた取組を行っており、今後さらに日本ワインが注目されることが予想される。この好機を活かし、地元産ワイン・リキュールを国内外に発信することで、インバウンドを促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 観光振興

新たな特産品の開発を促し、地域ブランドのさらなる充実が期待できる。また、ワインツーリズムとして発展させることで、観光客・交流人口の増加を図り、地元産ワイン・リキュールの注目度・認知度を高めると同時に、消費拡大、販路拡大、地域の知名度の向上が期待できる。

(2) 雇用創出

小規模ワイナリーの増加及び新たな観光名所の創造により、雇用の場の創出が望める。

(3) 農業振興

ワイン・リキュール産業の活性化により、加工用ブドウ及び梨の需要が増加する。加工用は、生食用と比較して資材コストの軽減や省力栽培が可能である。また、生食用を加工用に転用することも可能である。例えば、市場出荷できない傷果や変形果、小玉などの規格外品をワインの原料として使用できる。このことは、農家経営上でのリスク削減、安定につながり、さらには、農業所得・農家人口の減少などの課題解決の糸口となり得る。

【目標数値】

項目	目標値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
果実酒・リキュールの 製造免許取得件数 (累計数)	1件 (1件)	1件 (2件)	1件 (3件)
特産酒類製造量	4kl	6kl	8kl

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

※ 別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、梨又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、梨又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市町により、それぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、梨又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、新たな地域の特産品、地域ブランドの創出とともに、観光振興、農業生産の拡大、地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化に効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。本区域内の市町は、無免許製造を防止するために制度内容の

広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。